

神戸商工貿易センタービル
共同防火・防災管理協議会会則

第一章 総 則

(名称及び組織)

第一条 この会は、神戸商工貿易センタービル共同防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）といい、当該区域内において建物、地下街及びその他の施設を有する者、または管理もしくは占有する者で組織する。

(会の事務局)

第二条 協議会の事務局を株式会社神戸商工貿易センター事務室に置く。

(目 的)

第三条 協議会は、会員相互の円滑な連絡協調と防火・防災管理、自衛消防体制の樹立推進を図り、災害発生に際しては互いに協力して迅速な措置により人名危険の排除及び災害拡大の防止を図ることを目的とする。

第二章 事 業

(事 業)

第四条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総合的な防火・防災対策計画の設定。
- (2) 各種施設の火災および地震の予防対策の研究。
- (3) 災害時における相互連絡、避難誘導及び防火・防災並びに救護活動等に関する諸設備の拡充強化の推進。
- (4) その他目的達成に必要と認める事業。

(役 員)

第五条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名
理 事 各階若干名

- 2 会長は建物所有者（株式会社神戸商工貿易センター）の代表取締役専務取締役または代表取締役常務取締役とし、理事は会長の推薦によって定める。

(役員の仕事)

第六條 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。

2 理事は会則第四條に定める事業の推進を図る。

3 会長が欠員または事故あるときは、統括防火・防災管理者がこれにあたる。

(理事の任期)

第七條 理事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(統括防火・防災管理者)

第八條 協議会に統括防火・防災管理者を置く。

2 統括防火・防災管理者は、消防関係法令に定める防火管理並びに防災管理の有資格者で、且つ、防火・防災管理が十分に果たせる権限を有する者とする。

3 統括防火・防災管理者は、建物所有者（株式会社神戸商工貿易センター）の施設管理部長とする。

(理事会)

第九條 理事会は会長、理事ならびに統括防火・防災管理者で構成するものとする。

2 理事会は毎年1回6月（予定）に定例会を開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長において必要があると認めるときは、臨時会を招集することができる。

(議 決)

第十條 理事会は、2分の1以上の出席を必要とし、議事は出席の過半数をもって決する。

(経 費)

第十一條 協議会の運営に必要な経費については、別に協議する。

第三章 防火・防災管理体制

(統括防火・防災管理者の責務)

第十二條 統括防火・防災管理者は、次に掲げる防火・防災管理に関する事項を誠実に遂行しなければならない。

(1) 協議会全体の消防計画の作成ならびに運用。

(2) 消防の用に供する設備の点検及び整備。

(3) 火気の使用もしくは取り扱いに関する指揮監督。

(4) 各対象物で防火・防災管理の業務に従事するものに対する共同防火・防災管理

についての必要な指示。

(5) 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施。

(防火・防災管理の推進)

第十三条 統括防火・防災管理者は協議会の防火・防災管理徹底のための次の事項を実施推進しなければならない。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 消防の用に供する設備の点検 | 毎年 2 回以上
(外観・機能・総合) |
| (2) 消火、通報、避難の消防訓練 | 毎年 2 回以上 |
| (3) 防火対象物点検 | 毎年 1 回 |
| (4) 防災管理点検 | 毎年 1 回 |
| (5) 共同防火・防災管理協議会理事会の実施 | 毎年 1 回以上 |

2 統括防火・防災管理者は、前項各号により実施した結果に意見を付して記録し、保存しておかなければならない。

(雑 則)

第十四条 この会則に定めのない事項及びこの会則の施行に関して必要な事項は、理事会で定める。

付 則

- 1 令和元年 7 月 5 日 改訂。
- 2 平成 21 年 8 月 28 日 改訂。
- 3 平成 19 年 11 月 7 日 第九条一部改訂。
- 4 この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 昭和 44 年 11 月 11 日制定の共同防火管理協議会会則は廃止する。